

令和4年12月16日


寝屋川市議会議長

北川光昭様


寝屋川市議会議員


福田篤志 

奥大輔 

中川伸 

井川晃一 

馬場才 

元橋理若 

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び寝屋川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

1 件名

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

2 提出理由

議員報酬の月額を減額する改正を行うため

議員提案第 21 号

## 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 12 月 16 日提出

寝屋川市議会議員

福田 篤志

奥 大輔

中川 健

井川 晃一

馬場 才

元橋 理浩

寝屋川市条例第 号

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年寝屋川市条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項第 1 号中「728,000 円」を「679,000 円」に改め、同項第 2 号中「688,000 円」を「639,000 円」に改め、同項第 3 号中「653,000 円」を「604,000 円」に改め、同項第 4 号中「648,000 円」を「599,000 円」に改め、同項第 5 号中「643,000 円」を「594,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

# 寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、議員報酬（議員に対し現にその支給日に支給する議員報酬に限る。）の月額は、第2条各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>679,000 円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>639,000 円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長（予算決算常任委員会委員長を除く。） <u>604,000 円</u></p> <p>(4) 常任委員会副委員長（予算決算常任委員会副委員長を除く。） <u>599,000 円</u></p> <p>(5) 議員（前各号に掲げる者を除く。） <u>594,000 円</u></p> <p>附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 当分の間、議員報酬（議員に対し現にその支給日に支給する議員報酬に限る。）の月額は、第2条各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 議長 <u>728,000 円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>688,000 円</u></p> <p>(3) 常任委員会委員長（予算決算常任委員会委員長を除く。） <u>653,000 円</u></p> <p>(4) 常任委員会副委員長（予算決算常任委員会副委員長を除く。） <u>648,000 円</u></p> <p>(5) 議員（前各号に掲げる者を除く。） <u>643,000 円</u></p>